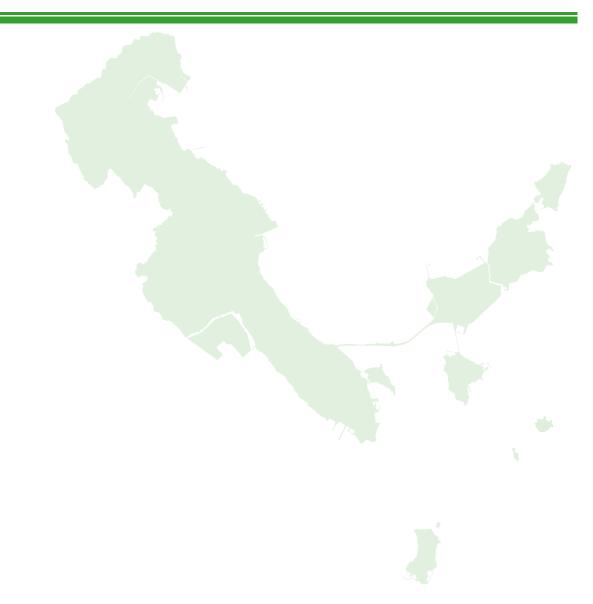
第1章 計画の基本的事項



第1章 計画の基本的事項

1-1 うるま市環境基本計画策定に至った背景

今日における私たちの生活・経済活動は、大量生産、大量消費、大量廃棄の生活 様式が定着し、それにより、日常生活が環境にさまざまな負荷を与え、大気汚染や 水質汚濁、騒音・振動、悪臭等の問題を引き起こしています。

特に、近年における人口増加や経済活動に伴う環境負荷の増大は、自然環境また は地球環境の持つ自浄作用や修復能力の限界を超え、公害や自然破壊を加速させて、 環境問題として影響を生じてきています。

このような環境問題にとどまらず地球温暖化問題など生き物の生存基盤である 地球全体の環境を脅かすまでに至っています。

私たちは、先人たちがつくり、まもり、育ててきた歴史・文化やみどり豊かな自然環境を、次の世代へ受け継いでいく大事な役割を担っていることを認識し、市、事業者及び市民等(市民、市民団体及び来訪者)がそれぞれの役割を果たし、うるま市のめざすべき環境像の実現に向けて協働による環境の保全及び創造に取り組み、持続的発展が可能な社会の実現をめざして、この計画を策定します。

1-2 計画の目的

本計画は、本市の環境行政の基本的な指針となるものであり、市、事業者及び市 民等の各主体及び各主体間の連携・協働による環境保全や市民等の参加による本計 画の推進により本市の望ましい環境の実現をめざすことを目的としています。

1-3 計画策定の根拠及び内容

本計画の策定の根拠となります「うるま市環境基本条例」の条文からその基本理念と環境基本計画について以下に内容を示します。

うるま市環境基本条例(抜粋)

平成 25 年 12 月 24 日 条例第 45 号

(基本理念)

第3条 この条例において、次に掲げる事項を環境の保全及び創造についての基本的 な理念(以下「基本理念」という。)として、推進するものとする。

- (1) 健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに次世代へ継承されるよう取り組むこと。
- (2) 健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない経済の発展を図り、 持続的発展が可能な社会が構築されるよう取り組むこと。
- (3) 地球環境保全が人類共通の課題であることを認識し、積極的に取り組むこと。

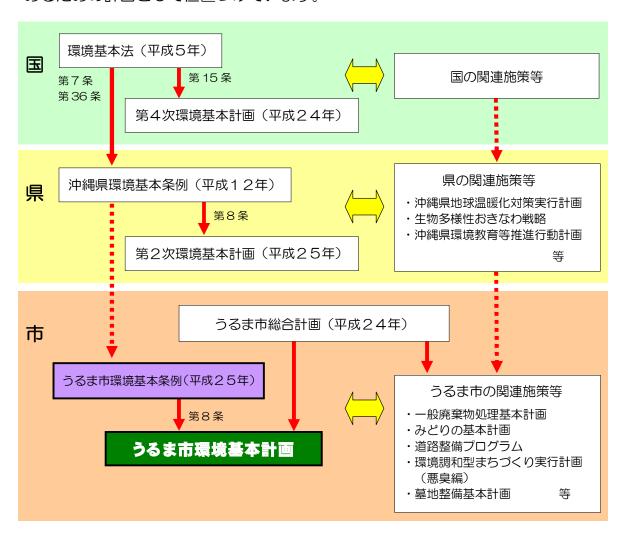
(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。
- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 市、事業者及び市民等が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、第25条第1項に規定するうるま市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

1-4 計画の位置づけ

本計画は、うるま市環境基本条例第8条に基づいて策定されるもので、国や県の「環境基本計画」や「うるま市総合計画」などの上位計画をはじめとし、本市の関連施策などと連携を図り、本市における環境に係わる施策を総合的かつ計画的に進めるための計画として位置づけています。



本計画は、すでに定められている「うるま市一般廃棄物処理基本計画」や「うるま市みどりの基本計画」など、環境保全に係わる個別計画の上位に位置する計画となるもので、うるま市の将来像の実現に向けて進むべき方向性や具体的な目標を定める手引きとなるものです。

1-5 計画の期間・目標年度

本計画の計画期間は、平成 27 年度(2015 年度)から平成 36 年度(2024年度)までの 10 年間とします。なお、計画の期間中は、本市を取り巻く社会情勢の変化や、科学技術の進展、人々の価値観の変化等を踏まえ、適宜取組状況の確認を図り、中間年である平成 32 年度(2020年度)に必要に応じて見直しを行うものとします。

計画開始時点

平成 27 年度 (2015 年度)

中間見直し

平成 32 年度 (2020 年度)

目標年度

平成 36 年度 (2024 年度)

1-6 計画が対象とする環境

うるま市環境基本計画が対象とする環境の範囲は、以下のとおりです。

生活環境

大気、水質、悪臭、 騒音・振動、土壌、ごみなど

自然環境

山林、河川、海岸、干潟、海洋、 在来種、外来種など

快適環境

公園・緑地、景観、美化、墓地、 災害など

地球環境

地球温暖化対策、新エネルギー、 省エネルギーなど

歴史·文化環境

史跡・文化財、伝統・芸能、 伝統的娯楽など



1-7 計画の対象主体と役割

本計画の対象主体は、市及び市内で活動する事業者や市民等とします。また、各主体には以下のような役割が期待されます。

主体	役割
市	・環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、実施します。 ・事業者、市民等による環境保全の取組を支援します。 ・環境保全等に関して国、県、近隣市町村等と連携を図ります。
事業者	・事業活動において、環境の保全及び創造のための行動に取り組みます。 ・市の環境施策や、市民等が取り組む環境保全活動に協力します。
市民等 (市民、市民団体 及び来訪者)	・日常生活において、環境保全のための行動に取り組みます。・市の環境施策や事業者が取り組む環境保全活動に協力します。